

令和3年12月21日

公立大学法人新潟県立大学（以下、「本法人」という。）に法人文書の公開請求があったときは、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）及び新潟県条例解釈運用基準（平成14年3月29日制定）に基づき、公開に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（非公開情報）を除き、公開請求者に当該法人文書を公開する。

1 法令秘情報（条例第7条第1号関係）

法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による各大臣等からの指示により公にすることができない情報

2 個人に関する情報（条例第7条第2号関係）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

⇒例えば、

- ① 役員・教職員・学生の自宅住所、電話番号など
 - ② 人事選考関係資料（氏名、履歴など）
 - ③ 健康診断・カウンセリングの記録
 - ④ 懲戒処分関係情報（氏名、個人が特定できる懲戒内容など）
 - ⑤ 学生個人に関する情報（学籍（休・退学等を含む。）、成績、教育・生活相談などの記録、卒業後の就職先など）
 - ⑥ 入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料
 - ⑦ 学生指導関係文書
 - ⑧ 進路指導関係資料（本人アンケート、面接メモなど）
- など

ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。

3 法人等に関する情報（条例第7条第3号関係）

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 本法人の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

⇒例えば、

- ① 民間企業等との共同研究等に関して相手方から提供されたノウハウなど
- ② 企画立案の資料やアンケートの回答等、公開しないとの条件で他機関から提供された情報など

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

4 公共の安全等に関する情報（条例7条第4号関係）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると本法人が認めることにつき相当の理由がある情報

⇒例えば、

- ① 毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い及び保管に関する情報
- ② ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報など

5 審議検討等情報（条例第7条第5号関係）

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⇒例えば

- ① 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録
- ② 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録
- ③ 人事選考（採用、昇任等）の記録
- ④ 入試制度改革素案（出題科目変更案等）
- ⑤ 機種選定や仕様策定に係る検討記録など

6 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号関係）

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

⇒例えば、

- ① 学部入試、大学院入試等の出題者名簿など
 - ② 入試制度改革関係資料
 - ③ 入札前の予定価格、積算内訳書など
 - ④ 本法人が当事者となっている訴訟に関する資料
 - ⑤ 科学研究費補助金計画調書で採択前のもの、又は不採択のもの
 - ⑥ 人事異動原案
 - ⑦ 人事選考（採用、昇任等）関係資料
 - ⑧ 勤務評定関係記録
- など